

第三十八回国会 法律委員会 會議録 第五号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事田中伊三次君 理事牧野 寛索君

理事井伊 誠一君

浦野 幸男君 唐澤 俊樹君

川島正次郎君 菅 太郎君

小島 徹三君 高橋 英吉君

千葉 三郎君 橋本 渡君

羽田武嗣郎君 長谷川 峻君

坪野 米男君

出席政府委員

法務政務次官 古川 丈吉君

検 察 長 津田 實君

法務事務官 大澤 一郎君

法務事務官 (矯正局長) 守田 直君

委員外の出席者

最高裁判所事務 内藤 頼博君

総局事務次長

判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

務総局人事局 長 直君

専 門 員 小本 貞一君

三月四日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の名で委員に選任された。

同日九月

委員高橋英吉君、南條徳男君、羽田武嗣郎君及び橋本龍伍君辞任につき、その補欠として川島正次郎君、菅太郎君、山村新治郎君及び千葉三郎君が議長の名で委員に選任された。

第一類第三号

法務委員会議録第五号 昭和三十六年三月九日

郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員菅太郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の名で委員に選任された。

三月六日

裁判所の代行書記官等制度廃止に関する請願外百三件(坪野米男君紹介)(第一〇六七号)

鳥取地方、家庭、簡易裁判所庁舎改築に関する請願(赤澤正道君紹介)(第一二二三号)

鹿児島地方、家庭裁判所川内支部の甲号昇格に関する請願(池田清志君紹介)(第一二二四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一七号)

矯正医官修学資金貸与法案(内閣提出第六七号)

○池田委員長 これより會議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び矯正医官修学資金貸与法案の両案を一括議題として、審査を進めます。

質疑の通告があります。順次これを許します。田中伊三次君。

○田中(伊)委員 裁判所にお尋ねをしておきたいと思ひます。

今度は判事の数が二十八名増員になるといふことですが、二十八名の判事を補充する具体的な計画が立ち上りなつておるのか。具体的計画と申します意味は、どの方面から採用するか、補給源はどうなつておるのかという見通しであります。それをお尋ねいたします。

○内藤最高裁判所長官代理者 お答えいたします。判事につきましては、現在のところ欠員が四十七名ございまして、これは一月三十一日現在でございます。判事四十七名で、約五十名の欠員があるわけでございまして、そこへただいまお話がありました今回の二十八名の増員が認められまして、合計八十名近くの欠員となるわけでございまして、これを埋めますのに、判事補十年の経験を経まして判事の任命資格を得る者が、今年の四月十四日には約八十名あるわけでありまして、この判事補十年の経験を経ました者をもって判事に任命して、ただいまの約八十名をこれに充てることに予定しております。

○田中(伊)委員 この欠員四十七名といふことですが、一体判事の欠員は始終数十名の欠員が続いておる。ずっと以前はそうではないでしようが、最近の状況は、補充しても補充しても欠員になる。これはどういふ実情ですか。

○守田最高裁判所長官代理者 判事の欠員は、定年退官とかあるいは任期の終了、依願退官、あるいは転官、死亡といったようなことで、減員になつていくわけでございます。そのうち最も多いのが定年退官でございます。昭和三十一年四月一日から三十六年三月三十一日——ですから三月の分は予想でございますけれども、定年退官になるものが合計二十九名でございます。それから任期終了、依願退官が十四名、転官が一名、死亡が三名、合計四十七名でございます。この一年で退官しているわけでございまして、その関係で欠員がふえ、その間に弁護士から採用できるといふのでございまして、現在の段階ではまだなかなか困難だといふ状況で、こういう欠員が出てくるわけでありまして。

○田中(伊)委員 簡易裁判所の判事も現に四十名ばかり欠員がある。判事補にも四、五名の欠員があるようですね。これの補充についてはどういふお考えですか。

○守田最高裁判所長官代理者 判事補は現在四名ほど欠員でございますが、先ほど内藤次長から御説明申しましたように、判事補及び簡易裁判所本官で判事補である者のうち、八十三名が今度判事の資格を取得するわけでございまして、それが四月十四日に判事の資格を取得して判事に任命し得ることになりますので、その関係で判事補がまた浮いて参るわけでございまして、本年度において司法修習生を終了する者の中で、判事補を希望しておる者は約九十三名ございまして、それで十分補充して判事補は一ぱいにする事ができるわけでございます。それから簡易裁判所

判事、これは欠員がございまして、これもこれは弁護士及び司法科試験に合格してはいるが、他の行政官庁などに勤めておつたような人たちが臨時志望して参りますので、そういう者並びに多年司法事務に従事した者につきまして、嚴重な選考試験をしまして、そこから補充していくという考えで臨んでいくわけであります。

○田中(伊)委員 弁護士からの補充についてはどういふお考えでしようか。

○守田最高裁判所長官代理者 弁護士からの補充を一番希望してはいるわけでございまして、ただ私どもの方の考えとしては、弁護士から簡易裁判事を志望される方も、いずれも大都會の裁判所を希望されるわけでございまして、ところが欠員の大部分といふものは大都會ないしは大都會の周辺の地の簡易裁判所ではなくして、もっぱら辺境の地にある簡易裁判所の判事でございまして、従いまして、弁護士から簡易裁判所判事を志望される方はありますけれども、そういう辺境の地における簡易裁判所判事を志望される方はほとんどございせん。これが補充を非常に困難ならしめている理由でございまして、もちろん裁判所といたしましては、弁護士から簡易裁判所判事をとりたいのでございまして、弁護士連合会にも働きかけまして、推薦方を依頼しておるわけでございまして、大体今までの平均実績は、年間十名程度は弁護士から採用いたしております。

○田中(伊)委員 弁護士にその補給源

を求めるという考え方が一番いいと思
うのですが、弁護士からとる場合は、
今のようなお話のほかに、待遇上の問
題があるのじゃないですか。

○守田最高裁判所長官代理者 弁護士
からとります場合におきましては、弁
護士の経験年数は裁判官の経験年数と
はほぼ合つて考えられるわけでありま
すが、簡易裁判所判事の俸給は一番上
が判事の三号でございまして、大体九
万九千円くらいのところが一審上にな
つておりますから、その範囲内にと
るわけでございまして、それで、私も
といたしましては、一番困難な事情は
欠員庁というものがへんびなところにあ
る、それがために志望者はあつても結
局そういふところに任地を定められる
ことをがえんじない、これが大きな原
因であります。俸給だけではないとい
ふふうに見えております。

○田中(伊)委員 そうすると、こうい
うことですね。判事については今の御
答弁でよくわかるように、現在四十七
名の欠員がある。それにさらに二十
八名の増員がこの法律の改正によつて
行なわれる。簡易裁判所についても判
事が四十名の欠員、その他判事補につ
いても数名の欠員がある。いずれもこ
の補充は急がなければなりませんね。
欠員が出てくるのに、それをほうつて
おくという一言葉はおかしいが、欠
員の補充はむずかしいからでありま
しょうが、いずれにしても補充ができ
ない。そういう状態が続いておると、裁
判所で増員を希望しても欠員がほうつ
てあると、非常に困難なことになるの
です。それで今言つたような欠員の補
充、増員に対する任用というふうなこ
とはすべて心配なくやれる、こういう

御意見として承つていいですか。

○守田最高裁判所長官代理者 旧制度
におきましては、いわゆる予備判事と
いう制度がございまして、これはいわゆ
る定員ではないわけでございまして。予
備判事という予算が入つておるわけで
あります。判事の欠員ができるまでは
予備判事として採用してございまして、
判事が欠員になりますと、順次予備判
事を判事に任命していく、そして充員
していくというふうになつておつたわ
けであります。ところが、新制度にな
りまして、この予備判事という制度が
なくなりまして、それで判事の資格を
取得するのは、現在の司法研修所の修
習の終了するものが三月の終わりにな
つて参りますので、それから判事補を
とります関係上、判事補十年の任期が満
了するのがどうしても四月になつて参
るわけでありまして。そこで四月になつ
て判事の資格を取得する判事補が大量
にできて参りますので、それが補充源
にいつもなるわけでありまして。それ
で、毎年四月になりますと、判事の資格
者ができますので、その資格者の任用
のために欠員がある程度とつておかな
ければならぬことと、四月から三月ま
での間には、途中で判事の資格を取得
する者がないわけでございます。さよ
うな関係で、四月現在におきましては
常に一ぱいになりますけれども、その
後においては、欠員が順次できており
まして、すぐには補充ができないとい
う状況であるわけでございまして。こ
れを解決するのは、ただ予備判事とい
うふうな制度をもう一ぺん考慮する必
要がある、こういうふうな私どもは考
えております。

○田中(伊)委員 採用のできる有資格
者が年度末なら年度末にしつかりある
ときに、定員外に裁判官を採用してお
くという道は何か考えていますか。法
制の上でできない相談でもないと思
うが、そういう特殊事情のある場合、定
員外に採用しておくという道は考えら
れないものか。

○守田最高裁判所長官代理者 現行制
度のもとにおいてはそういうことは考
えられません。ただ、ただいま申し上
げましたように、昔は予備判事という
制度がありまして、定員外にそういう
採用の道があつた、それをやっぱり今
後も検討する必要があるというふう
に思つております。

○津田政府委員 ただいまの御質問に
対しまして法務省側からお答え申し
上げます。現在裁判官の志望者が、先
ほど最高裁判所からお話のように、
年度末、つまり司法修習生の修習が終
つた際におきまして、その当時存
在する欠員を満たすことがやつとで
きるかできないかという程度で、裁判
官の志願者が非常に多ければそういう
ことも考えなければならぬということ
でございますが、志願者がなくて大体
やつと埋まるという程度の状態にお
きましては、そういう制度を設けまして
も、そこにプールしておくだけの人員
はとつてい得られないという意味にお
きまして、ただいまのところは、法務
省といたしまして、その法制を考慮
する段階には至つていないという次第
でございます。

○田中(伊)委員 これは最高裁判所に
も法務省にも、両方にお聞きを願つて
おきたい。今国会に、国家行政組織法
の一部改正法律案というものが提出に
なつておるようです。それにはこうい

う気のきいたことが書いてある。特別
の事情により、定員だけでは間に合わ
ず、緊急に定員を増加する必要がある
場合においては、適當なる数を政令で
付加することを定めることができる。
政令で、定員プラス何名ということが
きまるようになってゐる。これは、特別
の事情がある場合には政令でこういう
措置ができるということになつてお
る、新しい規定ですね。試みも新し
い。ねらいもなかなかいいねらいだ
と思われる、乱用されても困るけれど
も。いやしくも裁判所の判事、判事補
というふうな、非常に高度の、むずか
しい資格を要するような人事について
考えてみると、今御答弁になつたよう
な、特別の事情中の特別の事情がある
のじゃないか。年度末がきて、定員の
あるものを、欠員のある分、増員の行
なわれる分を合計したものを一ぱいに
任命しておいても、一年の間にはぼつ
りぼつと欠員が生じてくる、それを
途中で埋めようがない、こういう特殊
事情があるわけですね。裁判所の職員
についても、政令によつて定員に適當
なる数を付加することができるよう
新たに考える必要はないのか。

○津田政府委員 ただいま御指摘のよ
うな国家行政組織法の改正、これは国
家行政組織法第十九条の改正でござ
いますが、そういう改正案が政府から提
案されていることは御指摘の通りであ
ります。この裁判所職員定員法は、も
ちろんこの国家行政組織法の提案のか
なり前に提案をいたしまして御審議を
いただいてゐるわけでありまして。そ
の際は、この十九条のような規定の予想
はある程度あつたわけでありまして、
何分にも裁判所の方は、先ほど最高裁

判所から申し上げましたように、四月
の初めにおきまして判事を充員する
関係上、二十八人の裁判官の増員、ま
たそれに付随する職員増員は緊急を要
するわけでございまして、一日もす
みやかに定員法の改正を御審議願わ
なければならぬという意味において、た
だいま御提案申し上げたような案で提
出したしました。しかしながら、国家
行政組織法のさような改正の構想があ
ることは当然予知されておりましたの
で、この問題については、その構想の
進行とにらみ合わせて十分検討をいた
したのであります。

結論を申し上げますと、裁判所に
裁判所法関係あるいは裁判所職員定員
法でもいいのでありますが、その中に
これと同種の規定を設けることは、現
在の段階においては必要がないのでは
ないかという結論に一応到達いたして
おります。その理由を申し上げますと、
この特別の事情により定員を緊急に増
加する必要がある場合においては、付
加すべき定員は、一年以内の期間を限
り、政令でこれを定めることができ
るといふ国家行政組織法の第十九条第
二項の改正でございまして、さらにそ
の政令で付加された定員は一年をこえ
て置く必要があるときはすみやかに立
法の措置を要する、こういう規定にな
つております。そこでこういう場合に、政
令あるいは裁判所の規則等でこういう
措置ができないかという問題があるわ
けであります。ところが、政府で考え
ておりますところのこの緊急の定員増
加という問題は、非常に限られた場合
であります。たとえば災害が起こつ
て、災害復旧をするための定員を増加
する必要がある、あるいは法務省所管

の初めにおきまして判事を充員する
関係上、二十八人の裁判官の増員、ま
たそれに付随する職員増員は緊急を要
するわけでございまして、一日もす
みやかに定員法の改正を御審議願わ
なければならぬという意味において、た
だいま御提案申し上げたような案で提
出したしました。しかしながら、国家
行政組織法のさような改正の構想があ
ることは当然予知されておりましたの
で、この問題については、その構想の
進行とにらみ合わせて十分検討をいた
したのであります。

討され、昭和三十五年十月には法曹一元を実現する具体的要綱が小委員会試案としてまとめられまして、法曹一元委員会に報告されております。法務省におきましても、この法曹一元委員会の動きと関連いたしまして、この任用制度の問題の検討を続けておるわけでございます。裁判官任用制度に関する諮問機関としては、御承知のように、法務省の監督のもとに置かれている法制審議会が現存いたしますので、その任用制度に関する限りはこの委員会の審議を待つべきものと考えておりますが、現在においては右のように日本法律家協会において検討中でもありますので、法制審議会にこれを諮問する段階にはまだ至っておりません。なお裁判官の任用制度の問題につきまして、何らかの調査会を設けることについては、目下政府の方で検討いたしております。最中でございます。

○田中伊三委員　それから、このたびは裁判所の書記官それから家裁の調査官というものが二百九十四名ばかり増員になるということになっておりますね。この内訳はどおりいうことでしか。

○内藤最高裁判所長官代理者　裁判官以外の裁判所職員の増員が、ただいま御指摘ございましたように二百九十四人ということになっております。内訳を申し上げますと、裁判所書記官が四十人、家庭裁判所調査官が三十人、それから定員外の常勤職員及び常勤的非常勤職員というものがございまして、これから定員に組みかえますものが二百二十四人でございます。以上合計いたしまして、二百九十四人になります。

○田中(伊)委員 それから書記官、書記官補に欠員がありますね。この実情はどういう実情ですか。

○守田最高裁判所長官代理者 昭和十五年十二月一日現在におきまして、書記官の欠員は百二十一名、それから書記官補の欠員は百二十一名、それから六名過員になっております。これは書記官の定員を書記官補の方へ流用できるようにしておりますので、そういう関係になるわけでございます。そこで書記官全部をひくくめて過員を出しますと、十五名ほどの欠員になるわけでございます。

○田中(伊)委員 それからこの代行書記官制という変わったものがありますね。身分は書記官補、与えてやる月給は書記官補、仕事は書記官の仕事、こういうようなものなんですか。これは変則的なものだから、まあ当分の間ということではやられておるわけですね。当分の間というが、しかし当分の間というところで十年年も経過して、十年以上にもたしかなりそうです。これは裁判所の制度としてはなるべくすみやかに廃止をしなければならぬものではないか。ぜひ廃止をしてもらいたいという請願もだいぶ多数にこの委員会にかかっていることは御承知の通り、なるべく早く廃止をして本来の姿に持っていくべきものではないか。御意見を伺いましう。

○内藤最高裁判所長官代理者 代行書記官制度につきましては、まことにただいま御指摘の通りでございます。これはやはり暫定的の措置として、本官たる書記官の不足いたします間の措置でございます。しかし何分にも書記官

官の任命資格というものがきまつておりまして、その資格を得た者を書記官に任命しているわけでございまして、その書記官が十分に充足いたしますまでは、その暫定的措置としての代行書記官制度をとらざるを得なかったわけでございまして。この解消につきましても、ただいま田中委員の御意見にもございましたように、私も同様に思っています。そして、私どももいたしように、たまたま田中委員の御意見にもございましたように、私も同様に思っています。そして、私どももいたしように、たまたま田中委員の御意見にもございましたように、私も同様に思っています。

○田中(伊)委員 それから家裁の調査官について、どうも待遇が冷遇に過ぎるのではないかというのをちょっと私は思うので聞いてみたい。昔、あまりずっと昔のことでは知りませんが、以前は家裁の調査官というものは大体審判官と同等の待遇が与えられておったのじゃありませんか。ところが最近の処遇というものは非常に悪くなっています。これは一体裁判所はどういうお考えでこの大事な家裁の調査官というものの処遇をしておられるのか。この処遇の改善ということについてもっと真剣に考えをもち直す必要があるのではないかと。その任務の重要性ということにかんがみてこれは考えてやる必要があるのではないかと思う。一体家裁の調査官に類似する他の役所の役人とみれば、その待遇と比較を研究してみれば、それがどうか。他の政府職員の中に似たような仕事をしておるものが相当あるでしょう。この給与体系の実態について、調査官を中心として御意見を承りたい。

○守田最高裁判所長官代理者 まず家庭裁判所調査官の待遇が審判官と大體同格程度ではなかったかというお尋ねでございます。これはお尋ねの通り、現行の家庭裁判所調査官というもので、以前にのいわれる少年保護司といったような制度の当時のことではないかと思われ、現行の調査官は、現行少年法が施行直前の昭和二十三年において少年保護司といふものが二級官が四十名、三級官が三十名、計七十名であったやうでございます。その人員はきわめて限られた人員であり、しかもこれに任じた人たちは相当の年配者であつたわけでございます。そのような関係で、この少年保護司の待遇というものは相当高度であつたといふことは御指摘の通りでございます。ところが、家庭裁判所が昭和二十四年に発足いたしました、調査官を順次採用いたしましたわけでございます。いわゆる国家公務員六級職試験と前に言われたものでございますが、その試験に相当する試験をいたしました。それから調査官補を採用いたしました。それから調査官に任用して、順次家庭裁判所調査官に任用して、今日にわたつておるわけでございまして、ただ、当初発足早々におきまして

は、全然こういう人員がございませんで、これを各方面から求めて充実にたわけでございます。今日におきましては、きつた制度が確立いたしました。順次家庭裁判所調査官も充実に、現在ではほとんど欠員もないという状況になっております。

この家庭裁判所調査官にどのような俸給表が適用されるか、これはいづれ一般の政府職員に適用されます行政職俸給表第一表が適用されておるわけでございます。各方面における比較の資料はございませんが、たとえば家庭裁判所調査官は、心理学とか、あるいは社会学とか、精神医学とか、そういったような科学等いろいろな技術を要するに適用いたしまして調査に任ずるといふ職でございますので、そういう学校の教員の俸給とどういふ関係になつておるかといふようなことは、一つの家庭裁判所調査官の俸給のあり方というものの参考になると思つてございします。昭和三十五年一月一日現在における家庭裁判所調査官と教育職員等の給与とを比較してみますと、これもごく大ざっぱの比較しかできませんが、大学の教授に適用されます教育職俸給表一表の関係で申し上げますと、平均年令は四十才五カ月、その平均の俸給額が三万一千三百一円ということになっておる。それから高等学校の教員でございますが、これは俸給表第二表でございますが、高等学校の先生は三十九才四カ月で、その平均俸給額は二万六千二百一円といふふうになっております。調査官におきましては、年令が平均三十七才で二万三千九百七十七円といふふうになって、年令も若くなつております。これを一年間の号俸の間

差約千四百円を年令の間差に加えて、学校の先生には超勤手当というものがございせんが、調査官には超勤手当もございせんが、それを加えていきますと、結局高等学校の教員よりは約二千円ほど上になつて、大学の先生よりは約千五百円ほどマイナスになつておるというが、実態でございます。一般の公務員よりは、一六%の調整がついておるわけで、これは多少高くなつておるということが言ひ得ると思ひます。

○田中(伊)委員 今お尋ねしたのは、大正十年ですか、十一年ですか、少年法施行当時の、今お話しになった少年保護司、この保護司時代の給与が非常に審判官に接近しておるという事実が私の頭の中にあること、それからもう一つは、最近の事例を見ると、教育界等から調査官に採用する場合に、どうも給与の上から格下げになることが多いといわれている。一口にわかりやすく言つて、よい人が来ないといふことです。それから少年法施行当時の少年保護司の給与は、数は違つてきておるけれども、その調査官の担当してやつておる職務の内容というものは、少年を対象にして、非常に大事な仕事をしておる。事件の推移といふものをよく知つておる者からいいますと、審判官に劣らざる大事な仕事をしておる。こういう点から申しますと、よい人が来てくれるような待遇が望ましいといふ配慮、そういうことを私は言つておる。ですから、年に年令のみならず、ことに大事なのはその人の持つ経歴、前歴です。調査官に来てくれる者がどういふ経歴にあつた人かといふこと、こういう点を十分頭に置いて、そ

の採用条件の類似した他の政府職員との給与の関係というものをよく頭に置かれて、改善すべき点は改善していくという考え方になっていただきたいと思います。

それからもう一つ伺っておきたいのは、検査審査会の制度についてであります。これは全国で二百を下る設置という事になっておりますが、実際はどうなんですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 検査審査会の数は、全国で現在二百四カ所になっております。

○田中(伊)委員 予算は二億余りと記憶しておりますが、この検査審査員のほかに予備員とか補助員というものがございまして、これの数はどれくらいですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 各検査審査会に審査員が十一名、その補充員が十一名であります。

○田中(伊)委員 これは大小なしですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ございせん。

○田中(伊)委員 全国二百四の審査会が年固に取り扱っておる件数はどれくらいですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 約二千件でございます。

○田中(伊)委員 その二千件はどのくらいに処理されておりますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま手元にございます資料の昭和三十四年度の数字について申し上げますと、検査審査会の審査の結果は、起訴相当というものが百十四件になっております。それから起訴不相当と申しますの

が千四百六十件となっております。その他が約四百件であります。

○田中(伊)委員 その他というのは、大体の内容はどんなものですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 おそらくこれは申し立ての取り下げとか事件の処理を必要としなくなったというふうに考えられます。

○田中(伊)委員 最近私たちの耳に入ってくるのは出張してものを調べるといふことがありますが、全国にわづか二百四しかないから、出張することもあり得る。そういう場合に出張旅費がないとか、日当、宿泊料が貧弱だといふことが相当に言われるのですが、この内容はどのくらいになっておりますか。

○内藤最高裁判所長官代理者 予算上は検査審査員の旅費、日当は含まれております。これが大体四千五百万円という数字になっております。

○田中(伊)委員 その四千五百万円の使い方で聞いておきたいのですが、この検査審査会の関係者の出張する旅費、日当、宿泊料というふうなもの、裁判所の一般の職員の場合に準じて同額のものか、それよりも低いものですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 裁判所職員の給与と同額を支給しております。

○田中(伊)委員 大へんごまかいことを伺いますが、提出されておる資料によると、検査審査会関係の職員千四百七十三人ばかりあるのです。これが百七十三人ばかりあるのですが、むしろ身分は裁判所の職員になっております。

す。これはどんな仕事をしておるのですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 技能労働職員、大へんやかましい言葉を使つてございますけれども、それはすべてタイピストのことなのであります。

○田中(伊)委員 それから、もう一つこういうものがありますね。提出資料の八、九の中に記載されておるものを読むと、定員外の常勤職員、常勤的非常勤職員というふうなわかつたようなわからぬものがあるが、これはどういう待遇のものですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 御指摘のように、定員外非常勤職員と申しますものと、常勤的非常勤職員というものがございまして、定員外非常勤職員と申しますのは、任期二カ月で採用されます。しかしその勤務時間、給与等は、定員内の職員と同じように扱っております。

それで給与は行政職俸給表第二表の四等級あるいは五等級というふうになっております。常勤的非常勤職員と申します方は、これは日々雇い入れる形式をとっております。勤務時間は一般の職員と変わりございせん。給与は日給制になっております。現在平均三百十円くらいになっております。これも期末手当、勤勉手当等は支給されます。以上のような違いがあります。

○田中(伊)委員 それは今回の改正で定員に繰り入れが実現をしたという場合は、同様の待遇がしてやれるのですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 さようでございます。

○田中(伊)委員 非常にごまかくなりますが、この資料の中に賄人二名とありますが、これはどういふものですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 この賄人とございましては、研修所に寮がございまして、その方の食堂のまかないをしております。

○田中(伊)委員 これは定員外職員として残すことになるのですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 こういう職種につきましては、やはり法制的に恒常的な職務と考えられないために、これは定員外に残すことになっております。

○田中(伊)委員 それから矯正医官の関係をちょっと法務省に伺っておきたいと思ひますが、刑務所、少年院、鑑別所などにお医者さんが足りないというわけですね。そこで矯正医官の修学資金貸与法案によく似たもので、厚生省関係で公衆衛生の修学資金貸与法というものがございまして、これは現在法律にもなっております。そこでおそろくこれに準じてお考えになった制度と申すのが、厚生省の貸与法は過去三年実施をしておる。その実施状況というものを調べるにございまして、お調べるにございまして、どういふ状況でございましょう。

○大澤政府委員 年度別によつて多少の増減はございまして、実施されました昭和三十三年におきまして、志願者が二百七十五名で採用者が二百四十名、一三三の志願者があつたわけでありまして、昭和三十三年におきましては、志願者二百十三名に對しまして採用者が五十七名、三七三でありまして、昭和三十四年度におきましては、これは充員の欠員等の関係も考慮されたと思ひますが、志願者八十八名に對しまして採用者が三十三名、二六六、三十五年度では志願者百十一名に對しまして採用者が七十三名、一五

二、平均いたしましたして一六九の志願者があるわけにございまして、それらのものが学校を終わりますと、直ちに厚生省関係の医療関係の就職者、これも年度によつて多少相違はございまして、大体半数が引き続いて勤務しておりますという状況であります。

○田中(伊)委員 そうするところ承つていいのですか。志願者と採用者との数は今御報告の通り。それで引き続いて在職して職務にあるものは大体半数、こういうことですね。厚生省関係は大体半数と見ていいですね。

○田中(伊)委員 そこで一体学生時代からお金を貸して養成をして、金を貸す目的は、お医者さんになったらこちらへ来てくれというところが目的なんですか。半数に足るか足らぬか人しかり残つて仕事をしてくれない。大へんいやな言葉で言つて、半数は食い逃げをする。金は返すでしようけれども、こちらの目的から言つて半分ははずされることになっておるんですね。厚生省の例に照らせば、原因は具体的にどういふ原因が多いのですか。

○大澤政府委員 厚生省の内部のこととございまして、つまびらかにはいたしません。が厚生省のみならず、法務省も通じて、こういう医療関係の希望者がきわめて少ないというところの原因と結局は一致するのではないかと、かように考えられるのであります。つまり一般のお医者さんの収入の問題、それと特に矯正施設という特殊な環境のもとにある、またその所在地が大都市等の大学のそば等になくして地方の

いたしまして、近く正式メンバーにしていただくように側面から援助してやるわけでございます。この医学会の中では、ただいまお話のございました拘禁性反応の発生の原因あるいはその予

まして八十八名の充員しかなかったです。現在、年度末で三十八名の欠員をかかえておるわけであります。われわ

ども現在の裁判官の数で十分だとは考
えておりません。御承知のように第一
審の強化という方策を打ち出しまし

も見えないようでございますけれども、これは全国平均の件数のためにこういう数字になるわけでございます

ンテージが、大都会になりますと、どうしてもやはり合議事件の方が比較的に少ないという現象を生じて参るわけで

は大体入力所になるわけでございますが、大都市の裁判所の、先ほど申し上げました合議体による処理の強調とかがあ

るいは訴訟の促進というようなことを考へて参りますと、百数十名の裁判官の増員は必要であるというように考へております。

○坪野委員 大だいものは裁判官の数の問題であります、それに關連して裁判官の質の問題で私は問題があると思ふのでございす。というのは、先ほどの答弁にもありましたように、簡易裁判所の裁判官の欠員が非常に多い。従つて、弁護士あるいは司法試験を通過して簡易裁判所の資格のある行政官あるいは民間人からの採用によつて補充する、こういう方針を伺つたわけでありまが、現在簡易裁判所においては、刑事事件は比較的輕微な、また單純な事件が多いようでありまが、民事裁判の場合は、總額が低いといふだけであつて、内容的には地裁も簡裁も變わらない非常に重要な法律問題あるいは証拠判斷等、非常に重要な事件が係属しているように思ふのであります。簡裁の裁判官の法律知識あるいは訴訟技術といった点から、裁判官の素質にやや欠ける判事があるというように私たちが見ているわけでありまが、こゝろ簡裁の判事の質の向上——採用の際に、ただ資格があるというだけでなしに、簡裁の判事の資格という点について十分の考慮が払われているかどうかという点について、ちよつとお伺ひしておきたい。

○守田最高裁判所長官代理者 大だいま御質疑になりました件は、おそらく多年訴訟事務に従事した者から採用いたしました簡易裁判所判事であろうと思ひます。そのほかはみな弁護士の資格を持つて弁護士をやつておつた人たちでございすし、あるいは司法官試

験に合格いたしましたして、弁護士はいたしてございせんけれども、相當の基礎知識を備へた人たちがございすので、それほどの非難はないと思ひます。結局大だいま申し上げましたように、多年司法事務に従事した者、すなわち書記官とか、多年書記官事務に従事しておつた者から任用した者だろふと思ひます。これは御承知のように、昭和二十三年裁判所が発足いたしました當時、簡易裁判所の判事というものがございまして、それを充員するために大急ぎで充員したという關係から、嚴選はいたしましたが、そういう素質に欠ける者もその中にあつたことと思ひます。その後は、法律科目につきまして嚴重な試験を実施いたしまして、面接をし、口述においても、相當突込んだ口述試験をいたしまして採用いたしてございす。これは年間約八名ないし九名程度でございすので、これらの人たちは十分法律知識は持つております。だから問題は、最初の人たちだけでございすが、これは裁判所も、弁護士会の非難なども聞きまして、どういふところに欠陥があるかといふこともいろいろ調査いたしまして、毎年司法研修所におきまして、順次研修所に入所させて、短期間ではございすが、大体二カ月程度入れましては、その欠陥を補充するために研修を実施して、大体もう二回程度は回つてゐるかと思ひますが、そういうふうにしてその欠陥を補充するといふふうにはいたしてございす。

○坪野委員 裁判所書記官から簡裁判事になつた人たちの中に、確かにそういう法律知識に不十分な方があつたやうでございすが、それだけではなしに、地方裁判所の判事を定年退職した人あるいは長年弁護士をやつた人で、相當手配の方で、特に裁判所の刑事専門でずつと定年退職まで判事をしておつて、簡裁で今度民事事件を扱つたといふ方々で、なるほど判事になつた當時は、資格をとつて勉強しておられたでしようが、長年の間に不勉強になつて、簡裁の輕微な民事事件に際して非常に不勉強である、また法律を忘れたたのではないかと考へられるやうな簡裁判事も相當見受けられるわけでありまして、ただ書記官上りだからといふことではないと思ひます。そういう意味で、簡裁の民事事件、特に重要な事件もあるわけでありまが、簡裁判事の採用については、そういう質の問題も十分一考慮していただかないと大へんなことになると思ひますので、その点一つ要望して、私の質問を終わります。

○池田委員長 両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十分散會

法務委員會議録第三号中正誤

- 二 段 行 誤 正
- 二 六 次元 地元
- 三 三 申しますが 申しますか
- 四 九 投げかけ 投げかけ
- 五 六 適化 適切
- 六 二 共いるか。 いるか、
- 七 六 共和主義 共產主義
- 八 五 ちうなると そうなると
- 九 五 警察を 警察と

法務委員會議録第四号中正誤

- 一 段 行 誤 正
- 二 六 次元 地元
- 三 三 申しますが 申しますか
- 四 九 投げかけ 投げかけ
- 五 六 適化 適切
- 六 二 共いるか。 いるか、
- 七 六 共和主義 共產主義
- 八 五 ちうなると そうなると
- 九 五 警察を 警察と